科学技術人材育成費補助金Q&A

「女性研究者研究活動支援事業」

追加版Q&A

平成 26 年 6 月 24 日

文部科学省 科学技術·学術政策局 人材政策課

女性研究者研究活動支援事業

(ア. 共通)

- Q 共同申請機関として、高等専門学校、地方独立行政法人は含まれるか。
- A 申請の対象機関は、「大学、大学共同利用機関、独立行政法人」です。高等専門学校、 地方独立行政法人は含みません。ただし、企業等他機関(連携企業等)となることは可 能です。
- Q 本事業において、大学院生は支援の対象となる研究者に含まれるのか。また、看護師 や小学校・中学校・高等学校の教員も含まれるのか。
- A 本事業においては、大学院生は研究者に含んでおりません。看護師や小学校・中学校・ 高等学校の教員については、機関において規程等で研究職として認められている場合は 研究者に含めて構いません。
- Q 大学院生に対して、公募要領7ページにある取組(研究支援員の配置、インターンシップの実施等)を行うことは可能か。
- A 大学院生は上記回答にもあるとおり、本事業では支援の対象となる研究者に含まれないため、研究支援員の配置、インターンシップの実施等の支援対象とはなりません。ただし、公募要領7ページの⑤の取組の支援の対象にはなります。
- Q 上位職への登用を促進する取組として、例えば任期付助教から任期無助教にすることは含まれるか。
- A 任期付助教から任期無助教にすることは上位職への登用とは言えません。上位職への登用とは、例えば助教から講師、准教授へ登用する、あるいは准教授から教授へ登用することを指しています。しかしながら、より安定的な雇用形式とすることは当該事業の目的と反するものではありませんので、機関において積極的に進めて下さい。
- Q ライフイベントとして介護も対象としているか。
- A 介護も対象としています。
- Q 公募要領における離職とは具体的にはどういうことを指しているのか。
- A ここで言う離職は研究職を離れることを指しています。他機関へ研究職として転出する場合は含みません。
- Q 企業と申請機関との双方に所属しており、混合給与となっている者について、本補助 事業の支援の対象となる研究者として含めて良いか。
- A 主たる雇用が申請機関であれば、本事業の支援の対象となる研究者として含めて構いません。

- Q 本補助金で雇用する研究支援員は研究室及び研究チームに対して配置することは可能 か。
- A 女性研究者がライフイベントとの両立のために必要な時間における支援を行うものであり、女性研究者がライフイベントの両立のために必要となる場合等、女性研究者個人に対しての支援です。女性研究者が産前産後休業、あるいは育児休業を取得中の研究室及び研究チームに対する支援員の配置は補助対象としておりませんが、各機関において自主経費で実施することは可能です。
- Q 平日に開催される学会の際の保育支援等について、本補助金で支出することは可能か。
- A 本補助金での支出は認められませんが、自主経費で実施することは可能です。

(イ.連携型)

- Q 連携型に申請するには、「女性研究者研究活動支援事業(拠点型除く)」や「女性研究者支援モデル育成」で実施している取組(公募要領4ページ(6)記載の取組)と同じ取組を既に実施していなければならないか。
- A 当該事業で実施されている取組と同じ取組を実施していなければならないというわけではありませんが、連携型は申請機関が「女性研究者支援のための環境整備を機関として実施している」と具体的に説明できることが必要です。
- Q これまで女性研究者支援のための取組を行っておらず、これから女性研究者支援のための環境整備を実施しようとしている機関が、代表機関ないし共同実施機関として連携型に申請することは可能か。
- A 公募要領 5 ページにもあるとおり、連携型の対象機関は「女性研究者支援のための環境整備を既に実施している機関」としており、申請機関の取組実績についても審査の観点の一つとなります。そのため、これから環境整備を実施しようとしている機関は連携型ではなく、一般型で申請することが望ましいと考えます。
- Q 企業等他機関(連携企業等)は、研究者の在籍や研究部門があることは必須か。
- A 必須ではありません。しかしながら当該事業の目的は大学や研究機関、企業等が連携 し、「女性研究者の研究力向上」や「上位職への積極登用」に向けた取組を支援するも のであることから、当該事業の目的達成が期待できる取組であることが必要です。
- Q 企業等他機関(連携企業等)との連携は必須であるか。
- A 必須ではありません。しかしながら当該事業は「女性研究者の研究力向上」や「上位職への積極登用」を当該機関のみならず、企業等他機関と連携しつつさらに広げて行くことを目的としておりますので、企業等他機関とも連携した取組として頂くことを期待しています。

- Q 企業等他機関(連携企業等)に学会や協同組合、個人事業主、小学校・中学校・高等学校は含まれるか。
- A 企業等他機関(連携企業等)に含むことは構いません。ただし、これらの機関と連携することで、当該事業の目的である「女性研究者の研究力向上」や「上位職への積極登用」の達成が期待できる取組であることが必要です。
- Q 連携型において、共同実施機関でメンターや研究支援員を雇用し、当該経費を補助金 から支出することは可能か。
- A 共同実施機関においてメンターや研究支援員の雇用経費を本補助金で支出することはできませんが、自主経費で行うことは可能です。なお、共同実施機関においてはメンターや研究支援員に係る経費を謝金として本補助金から支出することは可能です(雇用することはできません。)
- Q 公募要領 7ページの⑥にあるインターンシップとは具体的にはどのような取組を指しているのか。
- A 女性研究者が連携企業等に派遣され、インターンシップの一環となる研究等(実験、 調査、実験・調査結果の解析等)を行うことを考えております。
- Q 公募要領 7 ページの⑥にあるインターンシップの取組として、ポストドクターを派遣し、就職につなげるという取組を行うことも可能か。また、インターンシップを有償で行う場合、当該費用を本補助金から支出することは可能か。
- A 本補助事業において、ポストドクターは支援の対象となる研究者に含まれますので、 当該事業の一環としてポストドクターを企業等に派遣しインターンシップを実施するこ とで就職につなげるという取組も可能です。ただし、インターンシップを企業が受け入 れる際の企業に対する経費を本補助金から支出することはできません。
- Q 研究費としてどの程度まで計上してよいか(割合や上限額は決まっているか)。
- A 割合や上限額は決まっておりませんが、当該事業の目的を達成するためにも、取組内 容全体からみて適切な規模として下さい。例えば研究費の配分が多くなり、環境整備等 ができなくなるということはないよう注意して下さい。
- Q 公募要領 7 ページの②のプロジェクトについて、女性研究者が研究代表者でなければ本補助金の支出対象とならないのか。それとも女性研究者が実施者の中に入っていれば良いのか。
- A 女性研究者が中心となって行っているプロジェクトを指しており、女性研究者が研究 代表者を務めているプロジェクトを補助対象とします。

- Q 一般型で補助対象と認められている取組は、連携型でも補助対象と認められていると 考えて良いか。
- A 一般型で補助対象として認められている取組は、連携型でも補助対象として認められています。
- Q 連携型では研究費も補助対象として認められているが、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)」に基づく措置の対象となるのか。また、一般型は研究費の使用が補助対象とならないが、どのように考えればよいか。
- A 連携型においては、標記ガイドラインの措置の対象となるため、研究費の不正使用及び不正受給があった場合は、補助金の交付決定の取り消し、変更、補助金の全部又は一部の返還を求めます。なお、一般型においては研究費を補助の対象としておりませんので、当該ガイドラインの措置の対象とはなりませんが、各機関で標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備等は行って頂く必要があります。
- Q 申請書様式7の「女性研究者上位職登用率」とは具体的に何を記載すれば良いか。
- A 女性研究者の当該役職への在職比率を記載して下さい。